

# 譲渡推進施設基本計画策定委託業務 特記仕様書

## 1 業務名

譲渡推進施設基本計画策定委託業務

## 2 業務の目的

愛知県では、昭和 62 年に動物愛護センター本所（豊田市）を設置以降、県内に 3 か所の支所（尾張支所：一宮市、知多支所：半田市、東三河支所：豊橋市）を設置し、合計 4 か所の施設を動物愛護管理行政の拠点として業務を実施しているが、動物愛護センターの施設設備や立地が、現在行っている譲渡事業や動物愛護普及啓発事業に即していないことから、再整備を行う必要がある。

このため、令和 6 年度に譲渡推進施設検討調査を実施し、本県に適した譲渡推進施設のあり方について検討した。その結果、本県では、動物愛護センター本所・支所で野犬捕獲等の動物管理業務を継続して実施しながら、譲渡等の動物愛護業務を強化できるよう、現状の本所・支所体制を維持したうえで施設設備の転換を行うことが適当であると取りまとめた。令和 7 年度には譲渡推進施設基本構想調査を実施し、本所・支所の役割や必要となる機能、施設、設備等について整理を行った。その結果、①動物の愛護、譲渡推進に特化した新たな拠点施設となる「譲渡推進センター（仮称）」を新設し、②動物愛護センター本所及び 2 支所については、現地での建替えを進め、機能強化を図ることをとりまとめた。

### 【施設整備の考え方及び方向性】（譲渡推進施設基本構想から抜粋）

- 動物の愛護・譲渡推進に特化した新たな拠点施設となる「譲渡推進センター」を森林公園隣接具有地（尾張旭市）に新設する。
- 動物の「管理」業務を引き続き動物愛護センター本所・支所で実施していくため、老朽化の進んでいる現施設の現地建替えを進める。
- ※ 尾張支所は、現地建替えを行わず、譲渡推進センターの開設に合わせ、移転を検討していく。

本業務は、譲渡推進施設基本構想をふまえ、譲渡推進施設整備に向けた基本計画の策定に資することを目的として実施するものである。

## 3 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

## 4 計画対象施設

### （1）譲渡推進センター

設置予定地 尾張旭市大字新居

### （2）動物愛護センター本所

施設所在地 豊田市穂積町新屋 73—3

敷地面積 18,143.96m<sup>2</sup>

(3) 動物愛護センター尾張支所

施設所在地 一宮市浅井町西海戸字余陸寺 31-1

敷地面積 2,546.66m<sup>2</sup>

(4) 動物愛護センター知多支所

施設所在地 半田市乙川末広町 100-1

敷地面積 2,263.55m<sup>2</sup>

(5) 動物愛護センター東三河支所

施設所在地 豊橋市神野新田町字京ノ割 50-2

敷地面積 3,150.12m<sup>2</sup>

## 5 委託業務内容

### (1) 基本計画の検討

#### ア 整備基本計画

譲渡推進施設基本構想をふまえ、譲渡推進センター及び動物愛護センタ一本所・支所の整備実施に向けて必要となる条件を整理し、施設の構成や機能、構造、設備等について整備基本計画を策定する。

(ア) 計画条件の整理（敷地、周辺環境、現施設等）

(イ) 法制度・規制等の確認、関係機関との事前協議

(ウ) インフラ整備状況の整理

(エ) 建築計画のコンセプト・基本方針の検討

・ 設計・施工の参考となる建築計画のコンセプト・基本方針を検討・提案する。

(オ) 基本計画図の作成

- ・ 委託者及び専門家へのヒアリングを行い、その結果を参考に、各施設の計画説明書、仕様概要書、配置計画図、平面図、断面図、施設機能等を検討し、委託者と協議の上で決定する。なお、ヒアリングに係る経費の支払いは、本業務に含むものとする。
- ・ 基本構想調査における環境配慮等に関する検討結果を踏まえ、具体的な対応を検討し、整備基本計画に反映させる。

(カ) 構造計画の検討

- ・ 各施設の構造計画の基本的な考え方を整理する。

(キ) 設備計画の検討

- ・ 各施設の設備計画の基本的な考え方を整理する。

(ク) 事業性の検討

- ・ 概算事業費を算出する。（維持管理費用の算出を含む）
- ・ 事業スケジュールを検討し、工程表を作成する。

#### イ 検討会の開催支援

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課及び動物愛護センター職員等との検討会を開催し、作業の進捗状況の報告や今後の方向性について協議する。検討会資料の作成支援、検討会出席、議事録作成を行う。

#### ウ 専門家からの意見聴取の実施

獣医師会等の専門家へのヒアリング調査の実施及び関係会議に出席し、議事録の作

成を行うとともに、その結果を基本計画に反映する。なお、ヒアリング等に係る経費の支払いは本業務に含むものとする。

エ 先進事例調査

譲渡を推進する施設を設置している他自治体や民間施設等の参考となる先進事例を調査する。委託者が過去に実施した調査の結果を分析し、設計等の参考となる事項を整理し、とりまとめるとともに、新たな参考事例について、現地視察やヒアリングなどによる施設に関する調査を行い、動物愛護管理行政の実施状況、民間活力導入など運営方法、環境配慮等の事例として整理・分析を行う。なお、調査に係る経費の支払いは、本業務に含むものとする。

オ 要求水準等の検討

上記アの動物愛護センター本所・支所の整備基本計画をふまえ、委託者の指定する施設の要求水準書案を作成する等、翌年度事業の準備支援を行う。

カ イメージ図の作成

各施設の整備のイメージ図を作成する。(A4版3枚程度) なお、イメージ図の内容については、委託者との協議に基づき作成するものとする。

キ 活用可能な補助金の整理

整備に当たり、活用可能な補助金について、申請手順やスケジュール等整理を行い、活用計画を策定する。

ク 基本計画検討結果のとりまとめ

ア～キの結果を、譲渡推進施設基本計画検討報告書としてとりまとめる。なお、報告書については、概要版を作成すること。

## (2) 民間協働に係る調査

現在、動物愛護センターと協働している公益社団法人愛知県獣医師会及び協力団体(動物愛護センターに登録された動物愛護団体)の意向調査を行い、今後の民間協働の強化の可能性について調査し、整理する。

## (3) 事業者等サウンディング調査

本調査は、「譲渡推進センター及び動物愛護センター」の整備及び運営に関して、民間事業者等の意向や提案、技術的な知見を把握し、今後の事業手法の検討(デザインビルド、PFI、設計・施工分離等)、要求水準書の作成及び基本計画の検討に資することを目的とする。

本調査の対象者は、次のア又はイの業務に関する知見・実績・ノウハウを有する民間事業者等、又はウからオのどれかに該当する民間企業等とする。ヒアリングは原則として対面で実施するものとし、設計事務所3社程度、建設事業者3社程度、維持管理事業者等3社程度、想定される付帯事業に関連する事業者等2社程度を目安として実施する。ヒアリング対象の事業者は、委託者が公募によって選定し、受託者は公募の受付やエントリーシート作成などの事務支援を行う。

ア 公共施設の設計、建設、改修に関する業務

イ 公共施設又は類似施設の運営・管理に関する業務

- ウ 建築設計、設備設計、コストマネジメントに関わる企業等
- エ 技術提案、VE 提案が可能な企業等
- オ その他、本事業に関して有用な意見・アイデアを提供できる企業等

本調査では、以下の項目を参考に、ヒアリング事業者等の状況を踏まえ、委託者と協議の上でヒアリング事項を決定し、意見・提案を求める。なお、ヒアリングシートの作成、ヒアリング時に民間事業者へ提示する参考資料は受託者が作成する。

カ 施設整備に関する事項

- ・要求性能の設定に関する考え方
- ・構造、設備、ICT、環境性能の方向性
- ・建設コストの目安及びコスト縮減策
- ・デザインビルド方式の実施可能性と留意点
- ・リスク分担の適正化に関する意見

キ 施設運営に関する事項

- ・指定管理又は民間運営の実現可能性
- ・独自提案事業の可能性
- ・維持管理の効率化、長寿命化に関する技術
- ・利用者サービス向上のための提案（ICT化等）

ク スケジュール・事業スキームに関する事項

- ・適切な発注時期や工期
- ・デザインビルド方式での参加要件
- ・現動物愛護センターの協働団体（公益社団法人愛知県獣医師会及び協力団体）等との連携可能性

ケ その他、事業全般に関する意見・提案

ヒアリング結果を業種、ヒアリング項目ごとに整理し、対照表及び総括表を作成する。ヒアリング結果において想定事業スキームへ反映すべき事項については、想定事業スキームへのフィードバックを行う。

上記の検討結果を総合して、整備及び維持管理事業に適していると考えられる事業手法を提案し、委託者と協議の上で選定を行い、事業実施に向けての課題の整理と事業者選定に係るスケジュール案を検討する。

#### （4）打合せ協議

原則として、2週間に1度、対面又はオンライン形式によるミーティングにより、委託者との業務の進捗状況等の共有を行うものとし、それ以外にも必要に応じて適宜実施する。

#### （5）事業の周知

関係団体や県民に情報を共有し、気運を高めていくため、ワークショップ等積極的な事業の広報に繋がる企画・運営を複数回検討し、実施する。なお、周知等に係る経費の支払いは本業務に含むものとする。

## **(6) 現況測量調査**

譲渡推進センターの設置予定地（森林公園隣接県有地（尾張旭市）・3ha程度）について、現況測量調査を行う。

## **(7) 地盤調査**

譲渡推進センターの設置予定地（森林公園隣接県有地（尾張旭市））について、地盤ボーリング調査を行う。（20m程度×2箇所・標準貫入試験）

## **(8) 土壌汚染対策法に定める地歴調査**

譲渡推進センターの設置予定地（森林公園隣接県有地（尾張旭市））について、地歴調査を行う。

## **(9) アスベスト調査**

本所及び3支所について、アスベスト含有調査を行う。

- ア 書面調査（設計図書確認、建材リスト作成）
- イ 現地確認及び試料採取
- ウ アスベスト定性分析

## **6 成果品**

成果品は以下の内容、提出方法とする。

### **(1) 中間報告書**

- ア 成果品の体裁  
A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）
- イ 納品方法  
紙媒体1部及び電子データ（メール納品可）
- ウ 納品期日  
令和8年8月末日

### **(2) 最終報告書案**

- ア 成果品の体裁  
A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）  
最終報告書の校正が可能な体裁とする。
- イ 納品方法  
電子データ（メール納品可）
- ウ 納品期日  
令和8年12月中で、委託者が別途指示する日

### **(3) 最終報告書（報告書全文及び概要版）**

- ア 成果品の体裁  
A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）
- イ 納品方法  
(ア) 紙媒体

- ①報告書 50部（100ページ程度を想定。表紙：デザインなし・カラー版、本文：図表、グラフ等は適宜カラー印刷、簡易製本）  
②概要版 50部（2ページ程度を想定。A3版横、カラー版）  
(イ) 電子媒体  
電子データを収録した電子媒体 2部  
(MSワード、エクセル、パワーポイント等で作成した文書ファイルで、委託者が再利用できるもの及びPDFファイル)  
ウ 納品期日  
令和9年2月中で、委託者が別途指示する日

## 7 その他

- (1) 一般事項
- ・ 業務は、提示された条件及び適用基準等によって行う。
  - ・ 「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」（愛知県建設局）に記載されていないものは、本業務特記仕様書による。また、共通仕様書に「愛知県建築局」とあるものは、「愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課」と読み替えてこれを準用する。
  - ・ 適用基準等は、国土交通大臣官房官庁営繕部及び愛知県が制定又は監修した基準等の最新版を適用する。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を統括責任者又は業務主担当者に置くこと。
- (4) 本調査業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。
- (5) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (6) 著作権をはじめ、本業務の成果品及び検討会等の資料における一切の権利は、愛知県に帰属する。
- (7) 委託業務に当たり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。
- (8) 調査のために愛知県が提供した資料等については、調査終了後速やかに返却すること。
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たり、知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。（委託終了後も同様とする。）
- (10) 本業務の実施に当たり、愛知県から別途指示があった場合には、可能な限り対応すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者の協議により定めるものとする。